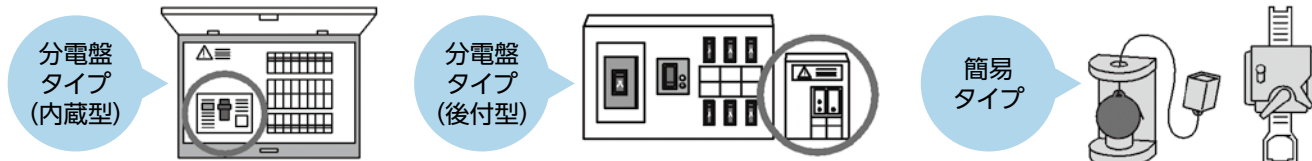


日高町感震ブレーカー設置事業について

内 容 地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置に対して補助を行います。

補助限度額 2万円 ※分電盤タイプおよび簡易タイプが対象です。



出典：経済産業省ウェブサイトより抜粋

対象世帯等

日高町民であり、以下のいずれかに該当する者のみの世帯

- ① 満65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 療育手帳の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

申請について

窓 口：日高町役場 2階 総務課

締 切：令和7年1月31日までに設置が完了すること。

必要品：①本人確認書類

②各種手帳

③設置予定場所が確認できる写真

④設置に要する経費が確認できる書類

※借家の場合は事前に家主の承諾等が必要

【お問い合わせ先】 総務課(TEL：63・2051)

大雨・台風シーズンでの「停電」に備えて

これからの大雨・台風シーズン前、いざという時のために準備しておきましょう。

停電情報アプリ

「スマホ」で停電情報が確認できます。

今すぐダウンロード(無料)

- ・対象OS：iOS 12.1以降、android 6.0以降
- ・別途通信料がかかります。

詳しくはこちら▶▶▶

関西停電情報

検索



- ・関西電力送配電(株)が提供する停電情報の確認アプリです。
- ・復旧作業の進捗状況や復旧見込み時間が確認できます。
- ・停電情報をプッシュあ通知でお知らせします。
- ・関西エリア全域の停電情報を確認できます。

停電情報自動応答サービス

「電話」で停電情報が確認できます。

0800・123・7800(無料)

- ・AI(人工知能)を活用した関西電力送配電(株)が提供する停電情報自動応答サービスです。
- ・確認したい住所を県からお話ください。また、住所に大字がつく場合は、大字をつけてお話ください。
- ・発話状況により、音声(住所)を正しく認識できない場合があります。
- ・住所をお聞きする時間は約10秒です。
- ・お客さまの声を自動認識して、その地域の停電情報を自動音声にてお答えします。



【お問い合わせ先】

関西電力送配電株式会社コンタクトセンター (TEL：0800・777・3081)

第3期 日高町地域福祉計画のための 地区懇談会を開催します

地域で生活するみなさまの目線で、地域の現状や課題、アイデア等を話し合っただき、第3期日高町地域福祉計画へ生かすことを目的として、町内3地域で地区懇談会を実施いたします。

どなたでも参加できますので、参加を希望する方は住民生活課までご連絡ください。

(ただし、会場により人数を制限させていただく場合があります。)

開催日時・場所

地区名	日時	場所
比井崎地区	6月26日(水) 午後7時～	比井崎漁協漁村センター
内原地区	6月27日(木) 午後7時～	日高町中央公民館
志賀地区	6月28日(金) 午後7時～	日高町保健福祉総合センター

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL: 63・3800)

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金および 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への こども加算分給付について

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金は、令和5年度の住民税均等割のみが課税される世帯を支援するための給付金です。

こども加算給付は、令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯の児童を支援するための給付金です。

給付金の受給には手続きが必要です。

支給対象と思われる世帯には4月中旬に確認書を送付しています。

内容を確認のうえ、支給対象世帯に該当する場合には、必要事項を記入し、本人確認書類や口座情報などの必要書類を添付して返送してください。

支給対象であるにもかかわらず、確認書が届いていない場合は、住民生活課までお問い合わせください。

提出期限: 令和6年8月30日

※確認書の提出が無い場合は、支給を辞退したとみなしますので、必ず期日までに提出してください。

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金

支給額: 1世帯あたり10万円

支給対象: 令和5年12月1日時点で日高町に住民登録があり、世帯全員が住民税所得割非課税の世帯

※住民税非課税のみの世帯は本給付金の対象外です。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯へのこども加算給付

支給額: 児童1人あたり5万円

支給対象: 平成17年4月2日から令和6年8月30日までに生まれた児童で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主と生計を同一にしている児童

①令和5年度日高町住民税非課税世帯支援給付金の給付対象世帯

②令和5年度日高町住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の給付対象世帯

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL: 63・3800)